

千葉市公告第604号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、大規模小売店舗の変更の届出がなされたので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告します。

令和元年8月9日

千葉市長 熊谷俊人

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名 称 ペリエ稲毛東館

所在地 千葉市稲毛区稲毛東三丁目19番11号

2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

名 称 株式会社千葉ステーションビル

代表者の氏名 代表取締役 弭間 俊則

住 所 千葉市中央区新千葉一丁目6番地1

3 変更した事項

大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前)

名 称 株式会社千葉ステーションビル

代表者の氏名 代表取締役 椿 浩

住 所 千葉市中央区新千葉一丁目6番地1

(変更後)

名 称 株式会社千葉ステーションビル

代表者の氏名 代表取締役 弭間 俊則

住 所 千葉市中央区新千葉一丁目6番地1

4 変更の年月日

令和元年6月27日

5 変更の理由

設置者の代表者変更のため

6 届出の年月日

令和元年7月24日

7 縦覧場所

千葉市中央区千葉港1番1号 千葉市経済農政局経済部産業支援課

8 縦覧期間及び時間

(1) 縦覧期間

令和元年8月9日から令和元年12月9日まで（土曜日・日曜日・国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く。）

(2) 時間

午前9時から午後5時15分まで